(一関市大東コミュニティセンター条例の一部改正)

改正前					改正後				
別表(第 10 条関係)					別表(第10条関係)				
利用区分	単位	使用料			利用区分	単位	使用料		
		基本使用料	冷暖房料				基本使用料	冷暖房料	
調理実習室	1時間	200 円	<u>50 円</u>		調理実習室	1時間	200 円	<u>40 円</u>	
楽屋		200 円	<u>50 円</u>		楽屋		300 円	60 円	
第1研修室		400 円	100 円		第1研修室		300 円	60 円	
第2研修室		600 円	<u>150 円</u>		第2研修室		700 円	140 円	
和室		600 円	<u>150 円</u>		和室		600 円	120 円	
ホール		1,700 円	実費を基準として		多目的ホール		1,800 円	実費を基準として	
			別に定める。					別に定める。	
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									